

令和5年5月18日

相模原市発表資料

相模原市議会議員選挙及び相模原市長選挙における 異議の申出に対する決定について

令和5年4月9日執行の相模原市議会議員選挙及び相模原市長選挙における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会は次のとおり決定を行い、本人に決定書を交付しましたのでお知らせします。

	件名	申出日	決定日	決定結果	交付日
1	市長選挙当選人と市議会議員選挙南区選挙区の当選人1名についての当選の効力に関する異議の申出	令和5年 4月21日	令和5年 5月17日	棄却 別添1の とおり	令和5年 5月18日
2	市議会議員選挙南区選挙区の当選人1名についての当選の効力に関する異議の申出	令和5年 4月21日	令和5年 5月17日	棄却 別添2の とおり	令和5年 5月18日
3	市議会議員選挙南区選挙区の当選人4名についての当選の効力に関する異議の申出	令和5年 4月21日	令和5年 5月17日	棄却 別添3の とおり	令和5年 5月18日
4	市議会議員選挙南区選挙区の最下位当選人の当選の効力に関する異議の申出	令和5年 4月24日	令和5年 5月17日	棄却 別添4の とおり	令和5年 5月18日

問合せ先 選挙課

直通電話 042-769-8290

対応責任者氏名 吉田

決 定 書

異議申出人

相模原市南区当麻1252番地1メゾンN102
萩山 あゆみ

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月21日付けで申し出のあった令和5年4月9日執行の相模原市長選挙(以下「本件選挙1」という。)及び相模原市議会議員選挙南区選挙区(以下「本件選挙2」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙1において選挙運動期間中に公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)に抵触すると判断される違反運動を行ったもとむら賢太郎候補(以下「もとむら候補」という。)及び本件選挙2において選挙運動期間中に法に抵触すると判断される違反運動を行った石川いたる候補(以下「石川候補」という。)の当選を無効とするとの決定を求めるものである。

第2 異議の申出の理由

申出人の本件異議の申出の理由は、次のとおりである。

令和5年4月7日から4月8日にかけて、南区内の各住宅郵便受けにもとむら候補の個人ビラと石川候補の個人ビラが束ねて突っ込まれていた。

前日は雨が降っていたにも拘らず、郵便受けからはみ出したビラの束は濡れていなかった。

石川候補のビラは『石川いたる市政報告VOL. 1』と題されているのが見え選挙運動ビラの態を取っていないため、おそらくは選挙ビラとしての届出がない物と思われる。

もとむら候補関係で選挙運動期間中頒布された黄色いビラは『相模原から日本を変える！会・相模原市長選挙届出ビラ1号』と標示された物で「さらに、前へ幸せ色あふれる相模原をつくるのは現職！」と、もとむら候補の名を量した政治団体ビラの態をとっている。その他に『発行：相模原から日本を変える！会 相模原市南区西大沼2-5 2-1 3 TEL. 042-851-6152 FAX. 042-851-6162 編集人：小林琢典 発行人：水野典之』と標示された物でこちらは「相模原から日本を変える2023年春号 もとむら賢太郎さんが政策を発表しました！」と記されている通常の政治活動ビラとして作成されたもの。

等複数種が確認されている。

確認されたもとむら候補のビラには何れも証紙が貼られていない。

投函されている集合住宅の郵便受けの内容物確認は現在相模原南警察署が行なっており、調査中である。

その他にも令和5年3月31日など『相模原から日本を変える！会』の相模原市長選挙届出ビラ1号が7時台の早朝に町田駅や相模大野駅の付近で頒布されていた。

この時のビラにも証紙は貼られていなかった。

選挙運動期間中に選挙運動用ではないビラを頒布する行為。

また当委員会が発行する証紙が無いビラを頒布する行為。

さらに石川候補ともとむら候補の別々のビラが束になって投函されている事態は、街頭演説中に立候補者本人または運動員が直接頒布する状況では起こり得ない事である。

法第142条等の各規定に抵触していると考えられる。

令和5年4月8日

石川候補は幟を立てた自転車で自身の選挙カーと並走してサウザンロード商店街を放送走行していた。

声をかけたら選挙カー共々、物凄い速度で他の車両を縫うように逃走した。

危険走行は直ちに法に抵触するものとは考えにくいですが、自転車に取り付けた幟については法第143条に抵触する違反掲示物にあたる。

選挙の公平性を乱す、悪質な違反を堂々と犯しながらの当選を許すわけにはいかない。

本件選挙1における当選人もとむら候補と本件選挙2における当選人石川候補の当選は無効とするとの判定を求める。

以上の様に、居住実態云々や金銭の遣り取り以外の違反については見逃されて当然だとする意識の上に、わざと違反を行なう事が常態化していると察せられる。

この異議申出が棄却されれば、選挙運動の無法状態を公的に許す事となる。

(異議の申出の理由中、明らかな誤字については、当委員会において訂正を行った。)

決定の理由

第1 異議の申出の受理

申出人から令和5年4月21日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なもの認め、同月24日付けでこれを受理した。

第2 調査の実施

申出人からの申立てに基づき、令和5年4月28日に口頭意見陳述の機会を与えた。その際、補佐人帯同の申請があったため、これを認めた。

申出人の口頭意見陳述における説明及び当委員会からの質疑応答で得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は、おおむね次のとおりである。

もとむら候補のビラは複数確認しているが、証紙が要らないもので、このまま出しても全然構わないものなら、それで構わない。ただし、石川候補と抱き合わせでポストに入れていたものがどのようなチラシであったかは、確認していない。

選挙運動期間中の投函に関しては、その付近で立ち止まって、街頭演説会を開いて、その時に音の聞こえる範囲で入れるものであるが、それを行ってない可能性が非常に高いということである。

そのビラを見た直後に石川候補を見つけたので、選挙カー越しに「ちょっとこれどういうことですか」と言ったら、異議申出書に記載しているとおりの凄まじい速度で逃げた。その逃げている時に、選挙カーと石川候補は自転車で並走して、自転車には変な旗が立っていた。

旗の内容までは見えなかったが、のぼり旗を立てて、自転車で選挙カーと並走する行為というのは、どう考えても氣勢を張る行為にあたるし、そののぼり旗自体も違反掲示物にあたるものではないかと思う。

もとむら候補と石川候補の件は、ビラの束がともに郵便受けに投函されていたことから一体のものと捉え、同日に申し出た他の異議の申出とは別に申し出たものである。

また、法の違反行為に関して、罰則があるにもかかわらず、まるで慣習かのよう破られており、これが処分されないというのは、異常なことだと思っている。法を厳格適用されないために、目立つためだけの行為をする候補者がどんどん増えてきている。

もちろん難しい法律のため誤ることもあると思うが、意図的にやっていることが明々白々であるのはあまりにも悪質である。

したがって、法の厳格適用をお願いしたい。もしその厳格適用で問題があるなら、国会にも陳情でも出して、法を改正するべきだと思う。

なお、異議申出書中に、誤字等がある場合には、当委員会において訂正してもらいたい。

第3 当委員会の判断

申出人は、本件選挙1におけるもとむら候補及び本件選挙2における石川候補が行っていた選挙運動が法に違反するため、当該候補の当選の効力が無効だと主張する。

異議申出書に記載された内容が事実であれば、法に抵触する行為が含まれている可能性がある。しかし、平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決では、仮に当該行為が罰則規定に該当する場合であっても、「その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(法251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して法の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、法251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」と判

示されている。

また、昭和35年9月13日最高裁判所判決では、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない」と判示されている。

したがって、候補者の選挙運動中の行為が法に違反することを理由とする、本件選挙1及び本件選挙2における当選人の当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、仮に法に違反するものとしても、法第251条の規定により罪を犯し刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであって、直ちに当選無効の原因となるものではない。

第4 まとめ

以上のとおり、申出人の主張は認めることができないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年5月17日

相模原市選挙管理委員会
委員長 岸 浪 孝 志

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(法第206条第2項)。

決 定 書

異議申出人

相模原市南区当麻1252番地1メゾンN102
萩山 あゆみ

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月21日付けで申し出のあった令和5年4月9日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙において選挙運動期間中に公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)に抵触すると判断される違反運動を行った寺田ひろこ候補(以下「寺田候補」という。)の当選を無効とするとの決定を求めるものである。

第2 異議の申出の理由

申出人の本件異議の申出の理由は、次のとおりである。

令和5年4月5日午後5時過ぎ。

古淵駅の出入り口にて、法第143条に抵触する違反掲示物『自民党』と大きく表示された幟を掲げて街頭演説をしていた寺田候補に対して申出人が注意。

幟を撤去する気配が無いので、申出人は自身の選挙カーの拡声器を使用して少し離れた場所から選挙の公平性を無視する政治家が如何に悪かを演説。

周囲の聴衆が振り向き始めたところで、寺田候補陣営は分の悪さを感じたよう

に幟を下した。

大きな幟や立て看板を使用した違反掲示物は特に、他の立候補者の姿を視覚的に覆い隠す。標旗だけを掲示して真面目に街頭演説する他の候補者が見えなくなるだけでなく、選挙知識のない有権者には「あの候補者は他の候補者に比べて、やる気のない運動をしている」という誤った認識を持たせる。

寺田候補陣営は、時に共謀して、時に単独で法を無視した選挙運動を続けていた。

選挙の公平性を乱す、悪質な違反を堂々と犯しながらの当選を許すわけにはいかない。

本件選挙における当選人である寺田候補の当選は無効とするとの判定を求める。

以上の様に、居住実態云々や金銭の遣り取り以外の違反については見逃されて当然だとする意識の上に、わざと違反を行なう事が常態化していると察せられる。

この異議申出が棄却されれば、選挙運動の無法状態を公的に許す事となる。

(異議の申出の理由中、法令の条項の誤り及び明らかな誤字については、当委員会において訂正を行った。)

決定の理由

第1 異議の申出の受理

申出人から令和5年4月21日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なもの認め、同月24日付けでこれを受理した。

第2 調査の実施

申出人からの申立てに基づき、令和5年4月28日に口頭意見陳述の機会を与えた。その際、補佐人帯同の申請があったため、これを認めた。

申出人の口頭意見陳述における説明及び当委員会からの質疑応答で得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は、おおむね次のとおりである。

寺田候補は、自民党と書かれたのぼり旗を多数立てていたが、一つは自民党の細谷事務所の持ち物であることを確認し、その他ののぼり旗については、寺田候補の持ち物らしいと聞いている。

こののぼり旗に関しては、もし、確認団体のもので違反掲示物に当たらないのであれば、本件異議の申出は取り下げなければいけないと考えており、そのため、同日に申し出た他の異議の申出とは別に申し出たものであるが、そうではなく寺田候補が自分の演出のために標旗以外ののぼり旗を立てていたのであれば、違反掲示物に当たると考えている。

また、法の違反行為に関して、罰則があるにもかかわらず、まるで慣習かのように破られており、これが処分されないというのは、異常なことだと思っている。法を厳格適用されないために、目立つためだけの行為をする候補者がどんどん増えてきている。

もちろん難しい法律のため誤ることもあると思うが、意図的にやっていることが明々白々であるのはあまりにも悪質である。

したがって、法の厳格適用をお願いしたい。もしその厳格適用で問題があるなら、国会にも陳情でも出して、法を改正するべきだと思う。

なお、異議申出書中に、法令の条項の誤り等がある場合には、当委員会において訂正してもらいたい。

第3 当委員会の判断

申出人は、本件選挙における寺田候補が行っていた選挙運動が法に違反するため、当該候補の当選の効力が無効だと主張する。

異議申出書に記載された内容が事実であれば、法に抵触する行為が含まれている可能性がある。しかし、平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決では、仮に当該行為が罰則規定に該当する場合であっても、「その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(法251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して法の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、法251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」と判示されている。

また、昭和35年9月13日最高裁判所判決では、「公職選挙において当選人と

決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない」と判示されている。

したがって、候補者の選挙運動中の行為が法に違反することを理由とする、本件選挙における当選人の当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、仮に法に違反するものとしても、法第251条の規定により罪を犯し刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであって、直ちに当選無効の原因となるものではない。

第4 まとめ

以上のとおり、申出人の主張は認めることができないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年5月17日

相模原市選挙管理委員会
委員長 岸 浪 孝 志

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(法第206条第2項)。

決 定 書

異議申出人

相模原市南区当麻1252番地1メゾンN102
萩山 あゆみ

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月21日付けで申し出のあった令和5年4月9日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙において選挙運動期間中に公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)に抵触すると判断される違反運動を行った山口ひさし候補(以下「山口候補」という。)、加藤あきのり候補(以下「加藤候補」という。)、長谷川くみ子候補(以下「長谷川候補」という。)及び桜井はるな候補(以下「桜井候補」という。)の当選を無効とするとの決定を求めるものである。

第2 異議の申出の理由

申出人の本件異議の申出の理由は、次のとおりである。

山口候補

令和5年4月3日午前と午後。

麻溝台付近の交差点付近にて、山口候補の陣営が、幟を立てた自転車で縦隊列を組んでの走行をしていた。

最前列の自転車には街頭演説会用の標旗が立っており、続く自転車にはそれぞれ

れ『や』『ま』『ぐ』『ち』と一文字ずつの幟が取り付けられていた。

選挙カーで通り掛かった申出人が車上から山口候補の違反を指摘して注意と改善を促したが聞き入れられなかった。

その後、相模原市南区選挙管理委員会を通して指摘と注意を受けたにもかかわらず、一向に聞き入れなかった。

午後には相模が丘1丁目付近で同じ珍走行為をしている山口候補陣営を発見した。

午前と同じく選挙カーで通り掛かった申出人が車上拡声器を通して違反を指摘し改善を促した。

しかし、それ以降も山口候補陣営の自転車珍走行為の目撃情報は後を絶たなかった。

山口候補の珍走自転車の隊列は、法第140条にある氣勢を張る行為に抵触。

自転車に取り付けた幟については法第143条に抵触する違反掲示物にあたる。

さらに街頭演説用の標旗を自転車に立てて走行していた事について、法第164条の5にある通り、街頭演説において演説者はその場所に留まって行なうのが決まりである。

標旗を立てての走行演説は法第243条第1項第8の4号に記された違反に該当すると考えられる。

つまりは、違反を指摘されても改善の意思もなく、山口候補陣営は法違反を続けていた可能性がある。

選挙の公平性を乱す、悪質な違反を堂々と犯しながらの当選を許すわけにはいかない。

本件選挙における当選人である山口候補の当選は無効とするとの判定を求める。

加藤候補

令和5年4月8日18時30分ごろ。

相模大野駅前北口デッキ上にて、申出人の街頭演説中に、同じデッキ上に陣取った加藤候補が同陣営の女性弁士に加藤候補の名前連呼を拡声器を使用して長時間に渡り行なわせた。

法第140条の2、連呼行為の禁止に抵触する行為である。

申出人の街頭演説は、この加藤候補陣営による連呼弁士によって掻き消される

事となった。

申出人は、加藤候補とその連呼弁士に対して複数回にわたり中止を促した。

しかし聞く耳を持たないどころか、連呼弁士も益々音量と調子を増した。

憤慨した申出人が法第140条の2の本文を街頭演説用拡声器を使用して読み上げた。

申出人は続けて法第243条第1項第1の2号の本文を読み上げて有罪が確定した場合の処分内容を伝えた。

すると、加藤候補は顔色が変わり、慌てて連呼を止めさせた。

つまりは、違反を指摘された選挙運動の最終日夕刻まで、加藤候補陣営は法を知らないまま街頭演説会を続けていた可能性がある。

選挙の公平性を乱す、悪質な違反を堂々と犯しながらの当選を許すわけにはいかない。

本件選挙における当選人である加藤候補の当選は無効とするとの判定を求める。

長谷川候補

令和5年4月8日20時10分ごろ。

選挙運動の街頭演説会開催可能時間を過ぎて静かになった相模大野駅北口の建物正面にて、長谷川候補とその陣営が拡声器は使用しないものの標旗とタスキと政策幟を掲げて何かを話しながら立っていた。

明らかに通常の辻立ちを逸脱した行為であるので、申出人が「街頭演説会は夜8時までですよ」と注意をした。

長谷川候補は申出人に対して拡声器を使わない街頭演説は12時まで出来るという口ごたえをした。

長谷川候補陣営の運動員も長谷川候補に便乗して粗暴な口調で返していた。

申出人が「拡声器の有無は関係がない。街頭演説会が開催可能なのは朝8時から夜8時まで。それ以降の日付が変わるまで行なって良いのはただの辻立ちまで。標旗を立てて喋っている時点で街頭演説会の自覚があるのだろう。選挙のルールくらい守れ。」と言うと、途端に黙った長谷川候補以下陣営は自身の事務所がある方向へ足早に歩いて消えた。

法第164条の6に抵触する行為以外にも、法第143条に抵触する違反掲示物『もっと市民の生活応援を』と書かれた幟を恒常的に使用していた。

また街頭演説用の標旗に長谷川候補自身の顔写真入りポスターを貼り付けて使用していた事も疑義の対象である。

令和5年4月1日夕刻。

<https://youtu.be/aXhrkx6w4qM>

<https://youtu.be/p6BkpElpEsE>

この日、長谷川候補は、山本太郎参議院議員（以下「山本議員」という。）を街頭演説会の応援弁士としていたが、山本議員は運動員腕章をしないまま長谷川候補の応援演説を行っている。

運動員の腕章着用義務を怠った長谷川候補は法第164条の7に抵触している。

また会場では山本議員の個人名单体を標示した幟が立てられており、これも違反掲示物にあたる。

さらに上記URLの先にある通り、選挙はがきを不特定多数に街頭で頒布する行為にも及んでいる。

証紙ビラとして届け出ていない選挙はがきを街頭で頒布する行為は法第146条に抵触しており、有罪となれば法第243条に示す通り2年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処される重いものである。

申出人によって違反を指摘された選挙運動の最終日夕刻まで、このように長谷川候補陣営は法を無視した選挙運動を続けていた可能性がある。

選挙の公平性を乱す、悪質な違反を堂々と犯しながらの当選を許すわけにはいかない。

本件選挙における当選人である長谷川候補の当選は無効とするとの判定を求める。

桜井候補

令和5年3月31日午前11時すぎ。

告示日の相模大野駅北口デッキにて、法第143条に抵触する違反掲示物にあたる立て看板や幟類を多数掲示した。

しかも、先に街頭演説を行っていた申出人をその違反掲示物で取り囲んで目隠しをした。

この日、桜井候補は同じ立憲民主党の小林大介県議会議員候補（以下「小林候補」という。）と共同で街頭演説を行なう予定であった。

先に演説をしていた申出人が終わるのを、桜井候補と小林候補の両陣営は演説会場の左右から待っていた。

申出人の演説する3メートル先には、神奈川新聞の記者が率いる集団反差別相模原市民ネットワークや共産党サポーターズの肉球新党からなる複数名の集団が野次と妨害目的で屯していた。

小林候補と桜井候補の陣営は約束した申出人の持ち時間がまだ30分以上あるにもかかわらず、プラカードと幟で申出人の周囲を取り囲み目隠しを行っての演説妨害を始めた。

幟には大きく『小林大介』の名前が単体で表示されていた。

申出人の演説を聴きに来た応援者や運動員が小林候補桜井候補の行ないに苦言を呈したところ、小林候補の運動員が神奈川新聞率いる妨害集団に迎合して一緒にヤジを飛ばし始めた。

見兼ねた申出人が小林候補桜井候補陣営による違反掲示物について指摘したところ、桜井候補陣営の年長者運動員が「他の政治家と仲良くする気が無いなら、立候補などするべきではない」と申出人に何度も進言してきた。

申出人が憤慨して「それが桜井候補の考えか」と桜井候補に視線を向けたら桜井候補は柱の陰に隠れて出てこなくなった。

が、違反掲示物の類は片付けられるどころか数を増した。

他の報告によると後日も同様の違反は続いた様である。

令和5年4月8日午後6時30分から午後8時まえ。

相模大野北口デッキにて申出人が演説をしている最中に、桜井候補とその運動員によるチンドン屋行為に遭遇。

拡声器で桜井候補の名前を連呼する詞の歌謡曲を流しながら、行進する列が横切ったため演説が中断された。

先頭には桜井候補。

他の運動員は街頭演説用の標旗を軍旗のように掲げている。

申出人は桜井候補に向かって注意をしたが止めることなく行進をつづけて去って行った。

そして時間を置いてもう一度現われて、演説の隣を大音量で行進していった。

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができない。法第140条に抵触する行為である。

また、行進中に桜井候補が垂れ流していた拡声器の音声は第140条の2に抵触する連呼行為に該当すると考えられる。

無意味な大音声で騒ぎ立てる行為は他の立候補者の演説にある政策や思想を無残に掻き消す。

大きな幟や立て看板を使用した違反掲示物は特に、他の立候補者の姿を視覚的に覆い隠す。

標旗だけを掲示して真面目に街頭演説する他の候補者が見えなくなるだけでなく、選挙知識のない有権者には「あの候補者は他の候補者に比べて、やる気のない運動をしている」という誤った認識を持たせる。

桜井候補陣営は、時に共謀して、時に単独で法を無視した選挙運動を続けていた。

選挙の公平性を乱す、悪質な違反を堂々と犯しながらの当選を許すわけにはいかない。

本件選挙における当選人である桜井候補の当選は無効とするとの判定を求める。

以上の様に、居住実態云々や金銭の遣り取り以外の違反については見逃されて当然だとする意識の上に、わざと違反を行なう事が常態化していると察せられる。

この異議申出が棄却されれば、選挙運動の無法状態を公的に許す事となる。

(異議の申出の理由中、法令の条項の誤り及び明らかな誤字については、当委員会において訂正を行った。)

決定の理由

第1 異議の申出の受理

申出人から令和5年4月21日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものと認め、同月24日付けでこれを受理した。

第2 調査の実施

申出人からの申立てに基づき、令和5年4月28日に口頭意見陳述の機会を与えた。その際、補佐人帯同の申請があったため、これを認めた。

申出人の口頭意見陳述における説明及び当委員会からの質疑応答で得た証言の

うち、本件申出書に記載されていない事項は、おおむね次のとおりである。

1 山口候補について

山口候補が所属する地域政党さがみはらの運動員は、団体のロゴである「さ」と大きく書かれたジャンパーをずっと着ていたが、日本第一党の候補者が前回の2019年の統一地方選挙で同様のことをやっていたときは、やめるよう選挙管理委員会から注意を受けたことがあったため、これはかなり気に入っている。

異議申出書中にある、山口候補の陣営が自転車にのぼり旗を立てて隊列を組んで走行していた件は、直接注意した以外に、二度、選挙管理委員会に問い合わせている。

2 加藤候補について

申出人が演説を始めようと思った時は、まだ加藤候補は演説をしていたが、それが終わったあと、女性がマイクと拡声器を持って名前の連呼を始めた。次の女性も同じく名前の連呼のみをしており、どちらも演説はしておらず、それが非常に長時間続いた。

ただの演説ならあまり邪魔だとは思わないが、強い語調でずっと「加藤あきのり、加藤あきのり、加藤あきのり頑張ります、加藤あきのり頑張ります」と言っており、これは連呼であり申出人の演説の邪魔になっているということで注意をしたものである。

3 長谷川候補について

申出書に記載したURLは、長谷川候補がれいわ新選組の山本議員と一緒に演説をしている様子と選挙はがきを通行人に配っている様子をおさめたYouTubeの映像である。

街頭演説用の標旗に長谷川候補の顔写真入りポスターを貼り付けて使用することは、今回に限らず毎回やっている。

はがきについては、山本議員はいつも「この葉書を皆さんに配ります。ですから皆さんこの葉書を宛名を書いて送り返してください。書類を送ります」と言って、不特定多数に葉書を配っている。長谷川候補もこれをやったのは、犯罪だと思っている。

また、応援演説者が運動員の腕章をせずに演説した件について、長谷川候補は応援演説者は運動員にあたらないと主張するが、応援演説者も運動員である。

4 桜井候補について

先に街頭演説をしていた申出人を違反掲示物で取り囲んで目隠しをした件について、申出人は、午前11時から選挙の第一声をあげたところ、小林候補と桜井候補の陣営が両側から来て、演説はいつまでするのか、我々は12時からやりたいんだと言ってきたため、待っている分には構わないと伝えたが、申出人が演説しているところを大きなのぼり旗や立憲民主党の立て看板で取り囲んで演説を見えなくしたものである。この際、桜井候補は柱の陰から見ており、小林候補はデッキのコーナーに入って見えなくなっていた。なお本件に関しては、後日被害届も出す予定である。

また、申出人の支援者から、桜井候補がその後また違反行為をしていた旨の報告や写真が寄せられた。

5 その他

法の違反行為に関して、罰則があるにもかかわらず、まるで慣習かのように破られており、これが処分されないというのは、異常なことだと思っている。法を厳格適用されないために、目立つためだけの行為をする候補者がどんどん増えてきている。

もちろん難しい法律のため誤ることもあると思うが、意図的にやっていることが明々白々であるのはあまりにも悪質である。

したがって、法の厳格適用をお願いしたい。もしその厳格適用で問題があるなら、国会にも陳情でも出して、法を改正するべきだと思う。

また、本件異議の申出を同日に申し出た他の異議の申出とは別に申し出たのは、まとめて棄却されるのを避けるためである。

なお、異議申出書中に、法令の条項の誤り等がある場合には、当委員会において訂正してもらいたい。

第3 当委員会の判断

申出人は、本件選挙における山口候補、加藤候補、長谷川候補及び桜井候補が行っていた選挙運動が法に違反するため、当該候補の当選の効力が無効だと主張する。

異議申出書に記載された内容が事実であれば、法に抵触する行為が含まれている可能性がある。しかし、平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決では、仮

に当該行為が罰則規定に該当する場合であっても、「その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(法251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して法の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、法251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」と判示されている。

また、昭和35年9月13日最高裁判所判決では、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない」と判示されている。

したがって、候補者の選挙運動中の行為が法に違反することを理由とする、本件選挙における当選人の当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、仮に法に違反するものとしても、法第251条の規定により罪を犯し刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであって、直ちに当選無効の原因となるものではない。

第4 まとめ

以上のとおり、申出人の主張は認めることができないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年5月17日

相模原市選挙管理委員会
委員長 岸 浪 孝 志

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(法第206条第2項)。

決 定 書

異議申出人

相模原市南区南台5丁目11番19-1608号
松田 峰由紀

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月24日付けで申し出のあった令和5年4月9日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

申出人は、本件選挙における最下位当選人須田毅(以下「須田候補」という。)の当選は無効とし、申出人を当選人とするとの決定を求めるものである。

第2 異議の申出の理由

申出人の本件異議の申出の理由は、次のとおりである。

- 1 申出人は、本件選挙の選挙人及び候補者である。
- 2 本件選挙における開票立会人について、申出人が選任した開票立会人は選出されなかった。
- 3 本件選挙における開票立会人に関し、無効票とみられる票が、他陣営の開票立会人の乱暴な主張により、その相当数が他当選人及び須田候補の得票になったという情報が開票立会人(匿名)から入ったこと。
- 4 申出人の有効票と思われる票が、他当選人の票に紛れていたという情報が開票立会人(匿名)から入ったこと。

- 5 本件選挙の最下位当選人と申出人の得票数の差は僅か8票ということで、須田候補の得票に無効票と認められるものの混入と、他当選人に混入した申出人の有効票並びに無効票とされた申出人の有効票となるべき票を加えると、申出人が当選していた。
- 6 当委員会の過去における公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)に基づく対応に際して不信感を抱いている中で、開票作業が公平かつ公正に行われていない可能性がある。

決定の理由

第1 異議の申出の受理

申出人から令和5年4月24日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものとして認め、同月28日付けでこれを受理した。

第2 調査の実施

1 口頭意見陳述の機会の付与

申出人からの申立てに基づき、令和5年5月2日に口頭意見陳述の機会を与えた。その際、補佐人帯同の申請があったため、これを認めた。

申出人の口頭意見陳述における説明及び当委員会からの質疑応答で得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件異議申出書にある匿名の立会人からの情報は、申出人が当該立会人から直接聞いたわけではなく、人づてに聞いたものである。また、情報元が間違いなく本件選挙の立会人であるか否かの確認はしていない。
- (2) どの陣営から立てた人が開票立会人に選任されるのかということが不透明で、果たして本当に抽選で行われたのか申出人は知る由もなく、公平公正ではない開票が行われたのではないかという思いがある。
- (3) 本件異議申出書に記載された「無効票とされた申出人の有効票となるべき票」の存在の有無については、具体的な根拠はない。

2 選挙長等の証言の請求

本件選挙における選挙長及び南区選挙管理委員会に対し令和5年5月2日に証言を求めた。

本件選挙における開票事務の経過等の聴取結果は、おおむね次のとおりである。

(1) 開票開始からの作業工程

ア 選挙長の開票開始宣言により、投票箱を開き、投票用紙を混同後、収集作業を行った。

点字投票は、審査第2係へ回付した。

投票用紙分類機により分類作業を行い、候補者毎に分類した有効投票は点検係へ回付した。読取不能票は手作業により分類を行い、候補者毎に分類した有効投票は点検係に回付し、疑問票は審査第1係へ回付した。

また、按分票は審査第2係へ回付し、白紙投票は点検係に回付した。

なお、本件選挙は開票事務を選挙会の事務に併せて行ったため、法第79条第3項の規定に基づき、選挙長をもって、開票管理者に充てたものである。

イ 点検係は、投票用紙分類機により分類された有効投票を1票ずつ点検し、混入票等がないか確認後、計数係に回付した。白紙投票は、白紙投票であることの確認を1票ずつ行い計数係に回付した。

読取不能票で手作業により分類した有効投票は、2人1組で1票ずつ2回点検を行い、混入票がないか確認後、計数係に回付した。

ウ 計数係は、点検係から回付された候補者ごとの有効投票を、計数機を使用して100票束とし、有効投票個票を付け、さらに別の計数機で再度計数し100票あることを確認後、集約係へ回付した。端数票は、端数票用の有効投票個票を付け票数を記入し、集約係へ回付した。

また、白紙投票は、計数機を使用して100票束とし、白紙投票個票を付け、さらに別の計数機で再度計数し、100票あることを確認後、審査第2係へ回付した。白紙投票の端数票は、端数票用の白紙投票個票を付け票数を記入し、審査第2係へ回付した。

エ 集約係は、計数係から回付された100票束の中に混入票がないか再度点検した後、2束をまとめ200票束とし、200票束には候補者ごとのバーコードシールを貼付した有効投票票せんを付け、200票に満たない端数票束には候補者ごとの手入力用のバーコードシールを貼付した有効投票票せんを付け、有効投票票せんに票数を記入後、得票計算係に回付した。

オ 得票計算係は、集約係から回付された200票束又は端数票束をバーコードリーダーで読み取り、各候補者の得票数をパソコンで集計した後、立会人(法第79条第3項の規定に基づき選挙立会人をもって充てる開票立会人をいう。以下同じ。)と選挙長に回付し確認を受けた。回付した票束は得票計算係に持ち帰り、再度、別のパソコンのバーコードリーダーで読み取り、2台のパソコンの集計が同じであることを確認した後、有効投票集積台の候補者ごとに指定した場所に集積した。

カ 審査第1係は、点検係から回付された疑問票について、有効・無効を判断し、有効投票を計数係に回付した。無効投票と、審査第1係では判断できなかった疑問票を審査第2係に回付した。

キ 審査第2係は、審査第1係から回付された無効投票と疑問票について有効・無効を判断し、有効投票は各候補者別に、無効投票は無効事由別に分類し、それぞれの票束を、計数機を使用して2回計数し、有効投票には候補者ごとの手入力用のバーコードシールを貼付した有効投票票せんを付け票数を記入した。また、白紙投票を含む無効投票には、無効事由ごとの100票束用又は手入力用のバーコードシールを貼付した無効投票票せんを付け票数を記入した。

有効投票のうち点字投票は、相模原市点訳赤十字奉仕団による点訳の結果を点字読取票に記載し、投票用紙の上に点字読取票を付け、手入力用のバーコードシールを貼付した有効投票票せんを付け票数を記入した。

有効投票のうち按分票は、手入力用のバーコードシールを貼付した按分投票票せんを付け票数を記入した。

(2) 得票数の判明から開票事務終了までの経過

ア 審査第2係に留め置いてある投票以外の投票について立会人及び選挙長の確認が完了し、かつ、審査第2係での審査が終了して有効投票・無効投票の票数を集計した時点、すなわち、これらを立会人及び選挙長に回付し確認を受ければ全票が確定するという段階で、審査第2係に票を留め置いたまま、投票者の総数と開票所にある投票の総数が一致することを確認した。

また、既に有効投票集積台にある候補者別の有効投票数と、審査第2係に留め置いた候補者別の有効投票数を確認した。

その結果、得票数 18 番目の須田候補と 19 番目の申出人の得票数の差が 8 票であることを確認した。

イ 当選ライン前後の票差が 8 票であるため、開票事務の正確性を期すため、有効投票集積台にある申出人及び須田候補の有効投票について再点検を行うとともに、審査第 2 係にある有効投票及び無効投票の全票について、1 票ずつ再点検を行った。

ウ 再点検の結果、票の混入、投票の判定に変更がないことを確認した後、審査第 2 係に留め置いた有効投票及び無効投票を得票計算係に回付しバーコードリーダーで読み取り、各候補者の得票数及び無効投票数をパソコンで集計した後、有効投票、無効投票の順に、立会人全員に回付し、確認を受けた。

全ての立会人と選挙長の確認終了後、得票計算係に回付し、再度別のパソコンのバーコードリーダーで読み取り、2 台のパソコンの集計が同じであることを確認した後、有効投票集積台の候補者ごとに指定した場所に集積した。

(3) 当選人の決定

ア 選挙会を開会し、当選人の被選挙権の資格照会の回答を回覧により全ての立会人と選挙長から確認を受けた後、選挙録を回覧し全ての立会人と選挙長に署名をもらい、当選人が決定した。

イ 選挙長の選挙会終了宣言で選挙会を終了し、散会した。

(4) その他の聴取結果

上記(1)から(3)までのほかに確認した結果は、次のとおりである。

ア 立会人の選任に当たっては、届出期限までに 16 人の届出があったため、法の規定に基づきくじを経て 9 人を選任した。なお、くじは公開で実施したが傍聴人はなかった。

イ 申出人及び須田候補に関連して、他の候補者と氏と名が混在する混記票などの係争の対象となり得る票は無かった。

ウ 開票事務全体を総括する総括主任、無効票を持ち回って立会人及び選挙長に判定理由を説明した審査第 2 係の班長、副班長及び立会人全員から聞き取りを実施した結果、誰からも、立会人の乱暴な主張があった事実、投票の効力判定が覆った事実について証言はなかった。

エ 立会人全員への聞き取りにおいて、候補者別の有効票の束に他の候補者の有効票が混入していたとの証言はなかった。

第3 当委員会の判断

1 申出人が選任した立会人が選出されなかったことについて

申出人は、本件選挙における開票立会について、申出人が選任した立会人が選出されなかったことを異議申出の理由の一つとしている。

平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決は、当選の効力に関する争訟において、「当選無効の原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」と判示している。

そこで、申出人が届け出た立会人が選任されなかったことについて当選人を決定した機関の構成の違法があるかについて検討する。

法第76条において準用する法第62条第2項の規定により、立会人となるべき者の届出が10人を超えないときは直ちにその者をもって立会人とし、10人を超えるときは届出のあった者の中から当該選挙長がくじで定めた者10人をもって立会人としなければならないとなっている。

本件選挙の立会人選任においては、立会人となるべき者の届出期限である令和5年4月6日までに16人の届出があったため、同日にくじにより10人を定めたが、このうち同一の政党に属する者が3人となったことから、法第62条第5項の規定により、その者の中でさらにくじにより1人を減じて2人とすることにより、最終的に9人の立会人を選任したものである。

また、申出人から、口頭意見陳述において、どこの陣営から立てた人が立会人に選任されるのかということが不透明で、果たして本当に抽選で行われたのか申出人は知る由もなく、公平公正ではない開票が行われたのではないかという思いがある旨の主張があったが、くじの日時及び場所については令和5年1月18日付けで本件選挙の選挙長が告示し、くじは公開で行ったものであり、その手続は適法かつ透明なものである。

したがって、立会人は適法な手続により選任されたものであるから、決定機関である選挙会の構成に違法な点は認められない。

なお、平成25年2月28日広島高等裁判所判決において、立会人は、「候補者の利益の代表及び一般選挙人の公益の代表の立場から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とするもの」とされており、単に候補者の利益代表であるのみならず、選挙人全体の公益代表の性格を有しているわけであるから、届け出た立会人の選任の有無によって当該候補者の開票結果が左右されるものではない。

2 無効票が、他の当選人及び須田候補の得票になったとの主張について

次に、申出人は、無効票とみられる票が、他陣営の立会人の乱暴な主張により、その相当数が他当選人及び須田候補の得票になったという情報が匿名の立会人から入ったことを異議申出の理由の一つとしている。

当選無効の原因となる違法事由については、前述の平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決における判示のとおりである。

そこで、各候補者の有効得票数の算定に違法があるか、とりわけ無効票として判定すべき票の算定に違法があるかについて検討する。

投票の効力に疑義がある疑問票は、まず基礎的な審査を行う審査第1係に回付し、同係においてなお判断し難い票は、さらに最終審査を行う審査第2係に回付して有効・無効の判定を行った。また、審査第1係において無効と判断した票についても、判定に万全を期すため、全て審査第2係に回付し最終的な判定を行った。審査第2係で判定した全ての有効票・無効票は、当該係の従事者が持ち回って立会人に説明し、判定に対する意見を聴きながら最終的に選挙長が効力を確定した。

したがって、各候補者の有効・無効の判定及び得票数の算定に違法な点は認められない。

なお、申出人が主張する点について立会人全員から聴取したが、その事実を裏付ける証言はなかった。

3 申出人の有効票が、他当選人の票に紛れていたとの主張について

次に、申出人は、申出人の有効票と思われる票が、他当選人の票に紛れていたという情報が匿名の立会人から入ったことを異議申出の理由の一つとしている。

当選無効の原因となる違法事由については、前述の平成4年12月17日名

古屋高等裁判所判決における判示のとおりである。

そこで、各候補者の有効得票数に混入票による算定の違法があるかについて検討する。

本件選挙の開票事務における混入票の有無については、点検係での点検に加えて集約係においても再度点検を実施し、その後全ての票について立会人の確認を経て、全員が選挙録に署名した上で当選人を確定したものであって、各候補者の得票数の算定に違法な点は認められない。

また、前述の平成25年2月28日広島高等裁判所判決のとおり、立会人は、「開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とするもの」であるから、仮に混入票を発見した場合は、その場で指摘をして是正させるのが任務であるところ、当日の開票所において立会人から混入票の存在について指摘された事実はなく、どの立会人からも候補者別の有効票の束に他の候補者の有効票が混入していたとの証言はなかった。

4 混入票及び無効とされた申出人の有効票の存在により、申出人が当選していたとの主張について

申出人は、須田候補との票差は8票で、須田候補の得票への無効票の混入と、他当選人に混入した申出人の有効票、無効票とされた申出人の有効票を加えると、申出人が当選していたと主張する。

当選無効の原因となる違法事由については、前述の平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決における判示のとおりであり、上記主張については、各候補者の有効得票数の算定に違法があるかが争点となるが、2及び3で検討したとおり、有効得票数の算定に違法な点はなく、適法な手続を経て当選人を決定したのであるから、須田候補が落選となり、申出人が当選人となるとの主張は認められない。

なお、匿名の立会人から入ったとされる情報以外の部分、すなわち、無効票とされた申出人の有効票があるとの主張について、口頭意見陳述において当委員会から申出人に理由を確認したが、具体的な根拠はなかった。

5 開票作業が公平かつ公正に行われていない可能性があるとの主張について

申出人は、当委員会の過去における法に基づく対応に際して不信感を抱いているとした上で、開票作業が公平かつ公正に行われていない可能性があるとし

張する。

申出人の主張は、前述の平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決におけるどの違法事由を指すものか明らかではないが、開票作業が公平かつ公正に行われていない可能性があるとの主張は根拠が示されておらず、合理性を欠いた憶測にすぎない。

6 開披点検の必要性等について

本件選挙の開票事務及び選挙会は、従事職員による投票の点検・計数、立会人及び選挙長への回付が適正に行われ、投票の効力の決定は、判例・実例をもとに立会人全員の確認を経て、選挙長が決定したものである。さらに、申出人と須田候補の得票数の差が8票であることが判明した時点で、開票事務の正確性を期すため、両者の有効投票及び審査第2係に留め置いた投票を再度点検し、有効投票・無効投票の票数に誤りがないことを再確認している。

当委員会は、本件選挙における開票事務及び選挙会は慎重かつ厳正に行われ、適法な手続を経て当選人を決定したことから、選挙会の決定には何ら瑕疵^{かし}はなく開披点検の必要はないと判断する。

第4 まとめ

以上のとおり、本件選挙の当選人決定の手続において、当選無効の事由に該当する事実はなく、申出人の主張はいずれも理由がないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年5月17日

相模原市選挙管理委員会
委員長 岸 浪 孝 志

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(法第206条第2項)。